

## 反則判定基準

(禁止事項)第35条 技並びに動作等に関しては、次の各号を禁止し、反則の判定基準は、次のとおりとする。

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 指<br>導                               | (1) 積極的戦意に欠け、攻撃しないこと。(約30秒間)<br>(注)最初に与えられるものを「教育的指導」という。「教育的指導」は、反則とはならない。<br>ただし、2回目に与えられるものは反則「指導」となる。 |
|                                      | (2) <u>相手と取り組まず勝負を決しようとし</u> ないこと(約20秒間)。また、組でも切り離す動作を繰り返すこと。   |
|                                      | (3) 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意思のない動作を行うこと。<br>(偽装的な攻撃)  |
|                                      | (4) 立ち勝負のとき、極端な防御姿勢をとること。(6秒以上)   |
|                                      | (5) 立ち勝負のとき、 <u>相手の同じ側の襟や袖を握り続ける</u> こと。(6秒以上)  |
|                                      | (6) 立ち勝負のとき、相手の帯や裾等を握り続けること。(6秒以上)  |
|                                      | (7) 立ち勝負のとき、必要もなく相手の腕の下をくぐり抜けること。   |
|                                      | (8) 相手の袖口や裾口に指を入れて握ること。及び立ち勝負のとき、相手の袖口を直接ねじって握ること、又は絞って握ること。  |
|                                      | (9) 立ったままで、試合者が互いの手の指を組み合わず姿勢を続けること。(6秒以上)  |
|                                      | (10) 服装を乱すこと、及び審判員の許可を得ないで勝手に帯等を絞め直すこと。   |
|                                      | (11) 防御又は寝技に移るために、立ち姿勢又は寝姿勢から、立ち姿勢の相手の足(又は脚)を手でとること。ただし、巧みに相手を倒す場合を除く。                                    |
|                                      | (12) 帯の端や上衣の裾を相手の腕に巻きつけること。   |
|                                      | (13) 柔道衣をくわえたり、相手の顔面に直接手(又は腕)や足(又は脚)をかけること。<br>又は相手の髪をつかむこと。  |
|                                      | (14) 無意味な発声をする事。  |
| 注<br>意                               | (15) 絞技の中で、頸部以外を絞めること。頸部であっても帯の端又は上衣の裾を利用して絞め、拳又は指で直接絞め、もしくは直接両脚で挟んで絞めること。                                |
|                                      | (16) 固技のとき、相手の帯や襟に足(又は脚)をかけること。   |
|                                      | (17) 相手の指を逆にして引き離すこと。   |
|                                      | (18) 寝技に引き込むこと。   |
|                                      | (19) 相手の握りを切るために、相手の手又は腕を膝や足(又は脚)で蹴り放すこと。   |
| 警<br>告<br>又<br>は<br>反<br>則<br>負<br>け | (20) 立ち勝負のときに、場外に出ること。ただし、相手の技又は動作により出る場合を除く。   |
|                                      | (21) 故意に、場外に出ることや相手を出すこと。   |
|                                      | (22) 払腰等を掛けられたとき、相手の支えている脚を内側から刈り又は払うこと。  |
|                                      | (23) 河津掛で投げる事。  |
|                                      | (24) 関節技の中で、肘関節以外の関節をとること。  |
|                                      | (25) 頸の関節及び脊柱に故障を及ぼすような動作をすること。   |
|                                      | (26) 背を畳につけている相手を引き上げ又は抱き上げたとき、これを突き落すこと。   |
|                                      | (27) 試合者の一方が後ろから搦みついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方へ倒れること。   |
|                                      | (28) 立ち姿勢から腕挫腋固等を施す場合、一挙に体を捨ててとること。   |
|                                      | (29) 場外で技を施すこと。   |
|                                      | (30) 審判員の制止又は指示に従わないこと。   |
|                                      | (31) 相手の人格を無視するような言動をすること。  |
| (32) 相手の体に危害を及ぼしたり、柔道精神に反するようなこと。    |   |
| 反<br>則<br>負<br>け                     | (33) 内股、跳腰、払腰等の技を掛けながら身体を前方に低く曲げ、頭から畳に突っ込むこと。   |

# 講道館柔道試合審判規定・少年規定

昭和57年1月1日制定  
昭和60年7月1日改正  
平成元年1月1日改正  
平成7年10月27日改正  
平成12年1月12日改正

少年（中学生・小学生）の柔道試合は、「講道館柔道試合審判規定」のうち、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行うものとする。

## 1. 加えるもの

第35条（禁止事項）に、禁止事項として次の各号を加える。

### (1) 「立ち勝負」のとき

ア 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。・・・「指導」  
ただし、技を施すため、瞬間的（1、2秒程度）握るのは認められる。  
注）中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。

イ 両膝を最初から畳について背負投を施すこと。・・・「注意」以上  
（同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。）

ウ いきなり相手の足（又は脚）をとること。・・・「注意」以上  
注）中学生の場合は、試合者の程度に応じて、片手で襟、又は袖を握っている状態から、相手の足（又は脚）をとって技を施すことは認められる。

### (2) 関節技を用いること、及び絞技のうち、三角絞を用いること。・・・「注意」以上

（注）小学生の場合は、絞技、関節技いずれも禁止する。・・・「注意」以上

### (3) 次の技を施すこと。

- ・蟹挟・・・「反則負け」
- ・無理な巻き込み技・・・「注意」以上
- ・相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰など。・・・「注意」以上
- ・双手刈・・・「注意」以上

（注）小学生の場合は、裏投を禁止する。・・・「注意」以上

### (4) 固技などで、頸の関節及び脊椎に故障を及ぼすような動作をすること。・・・「指導」以上

## 2. 置き換えるもの

### (1) 第27条（「抑え込み」及び「解けた」の宣告）

〔主審は、「抑え込み」が完全にその体勢に入ったと認めたとき、「抑え込み」と宣告する。「抑え込み」と宣告された後で技をはずしたときは「解けた」と宣告する。〕とあるのを、〔主審は、「抑え込み」が完全にその体勢に入ったと認めたとき、「抑え込み」と宣告する。「抑え込み」と宣告された後で技をはずしたときは「解けた」と宣告する。また、抑えられている試合者が両膝とも畳についた形になったときは「解けた」「待て」と宣告して立たせる。〕にする。

### (2) 第37条（「一本」の判定）2. 固技、(3)号「(注)絞技と関節技では、技の効果が十分現われたとき」を適用し、絞技においては、審判員は見込みによって「一本」の判定を下す。

## 3. 教育的配慮から特に留意する禁止事項

- (1) 「相手と取り組まず勝負を決しようとしないうこと（約20秒間）。また組んでも切り離す動作を繰り返すこと。」 [第35条（禁止事項）(2)]
- (2) 「立ち勝負のとき、極端な防御姿勢をとること。（6秒以上）」 [第35条（禁止事項）(4)]
- (3) 「立ったままで、試合者が互いの手の指を組み合わず姿勢を続けること。（6秒以上）」 [第35条（禁止事項）(9)]
- (4) 「服装を乱すこと、及び審判員の許可を得ないで勝手に帯等を絞め直すこと。」 [第35条（禁止事項）(10)]
- (5) 「無意味な発声をする。」 [第35条（禁止事項）(14)]
- (6) 「相手の体に危害を及ぼしたり、柔道精神に反するようなこと。」 [第35条（禁止事項）(32)]

以上

付 則 この規定は、平成12年4月1日より実施する。